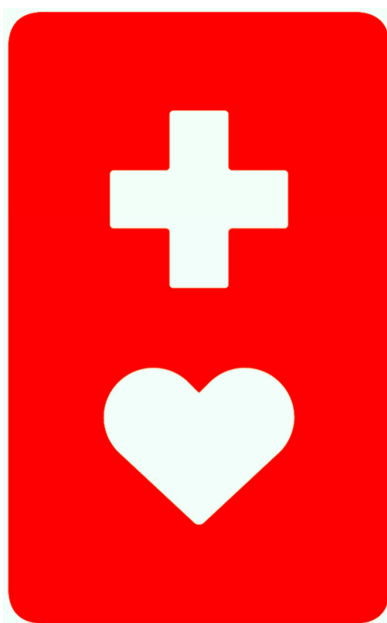


高知県におけるヘルプマーク導入のための

統一ガイドライン

《VOL. 1》



令和4年4月1日

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課

目 次

1	ヘルプマークについて	1
	1) ヘルプマークとは	
	2) 対象者	
	3) ヘルプマークを身に付けている方を見かけたら	
2	ヘルプマークの配布について	2
	1) 申請・配布方法	
	2) 申請・配布にあたっての留意事項	
3	ヘルプマークの普及啓発について	3
	1) ポスター・チラシの配布	

1 ヘルプマークについて

1) ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症のある方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークのことです。

平成24年に東京都が導入したことを契機に、全国47都道府県（令和3年10月末時点、東京都調査）で導入されていますが、高知県においても、平成30年7月20日から導入しています。

このマークの導入により、援助が必要な方が日常的に様々な援助が得られる社会づくりを推進していきます。

2) 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症のある方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

3) ヘルプマークを身に付けている方を見かけたら

○電車・バスの中で席をお譲りください

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

○駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

○災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由等により、自力での迅速な避難が困難な方がいます。



2 ヘルプマークの配布について

1) 申請・配布方法

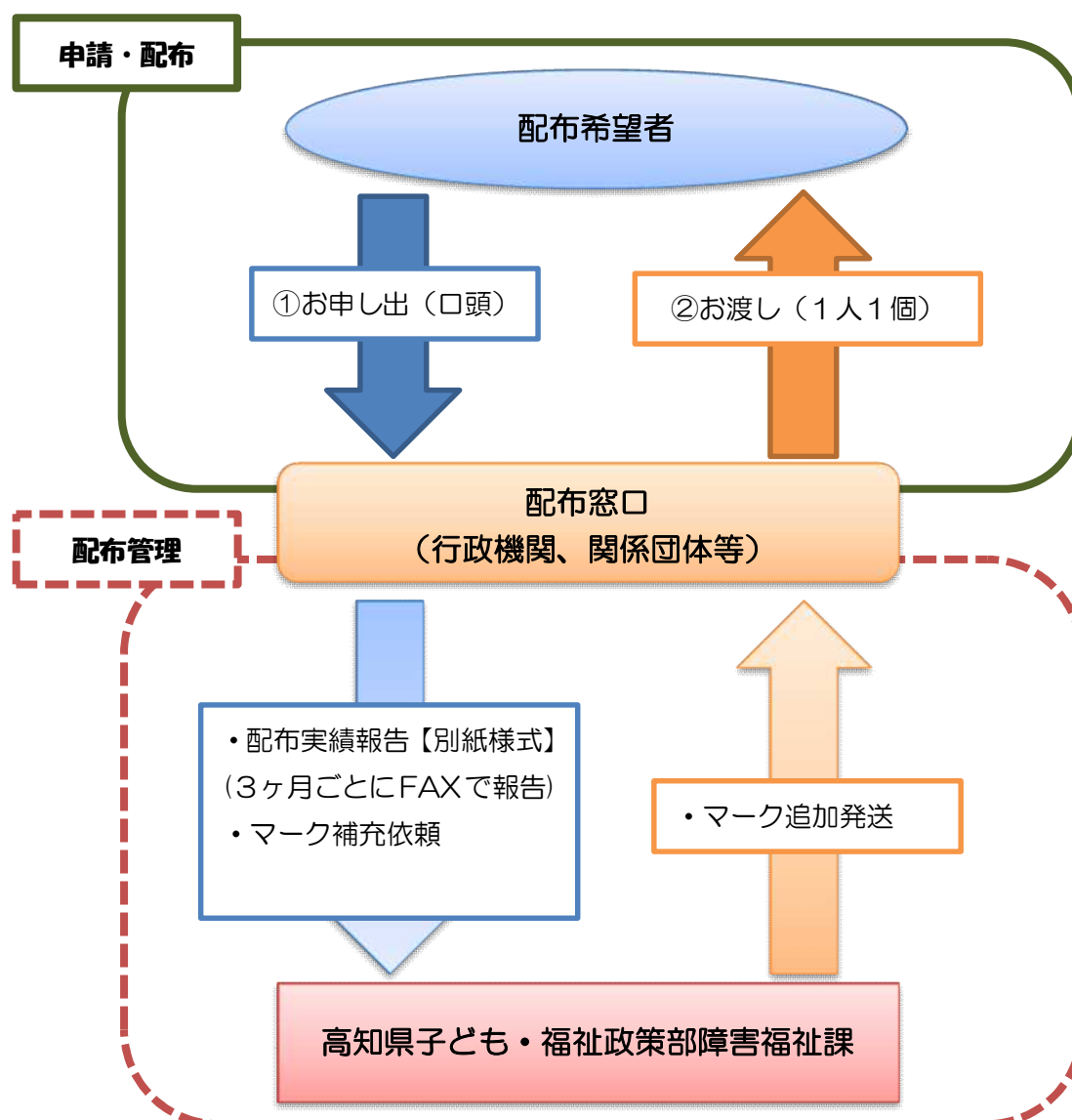
ヘルプマークの対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症のある方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方々を対象としています。身体機能等の基準を設けていません。

ヘルプマークの配布に当たっては、県民の方々が円滑にマークを活用ができることを配慮し、特に書類等の提示は必要なく、お申し出に対して無料でお渡しすることとしています。

※配布窓口については、県障害福祉課ホームページへ掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/2018063000019.html>

【フロー図】



2) 申請・配布にあたっての留意事項

【申請される方へ】

- ・マークの配布は1人1個を原則とし、複数の配布には対応できません。
- ・郵送での配布は対応していません。
- ・ヘルプマークを販売することは認めていません。
- ・ヘルプマークの趣旨に沿った適正な利用を心がけてください。

【配布される方へ】

- ・配布を希望される方にのみ配布をお願いします。
- ・配布を希望される方には身体機能等の障害の有無にかかわらず配布をお願いします。なお、在庫状況などにより配布ができない場合においては、再入荷時期のお知らせや他の配布窓口をご案内するなど、配布を希望される方へ丁寧なご説明をお願いします。

3 ヘルプマークの普及啓発について

1) ポスター・チラシの配布

高知県では、ヘルプマークの普及啓発のためにポスター及びチラシを作成し、県内の公共施設や公共交通機関等での掲示にご協力をいただいています。

ヘルプマークの趣旨をご理解いただき、普及啓発のために掲示にご協力いただける場合においては、ポスター及びチラシを配布させていただきます。



ポスター縦（B2）



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。




(UniVoiceコード)

配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内脚障害や難病の方、または、認知症のある方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。**
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つりまづきまわり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
一優先席での取組
全ての都営交通の優先席にヘルプマークのステッカーを掲示し、ヘルプマークを身に付けた方が優先席に座りやすいようにする取組を実施しています。
- 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。**
交通機関の事故発生、突発的な出来事に対して迅速な対応が必要になることが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。**
視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●このマークは、下記の場所で配布しています。
【行政機関】県障害福祉課、県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、中京広域圏連合障害福祉担当窓口
【協力機関】県立ふくし交流プラザ総合案内、(公財)高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機関読書リモールカロン、こころ聴覚相談支援センター、高知県ろうきう者の会事務局、タウシゼリイ・イステーションふくしま、こころと身体交流ほろりまや聴かばいセンター、オーチャ高知声と文字の図書館、高知観光情報発信センター、高知ハビリテーションセンター、安芸駅そばさん市場、土佐くらしお相談センター、高知西交運輸株式会社社務部、高知西交運輸株式会社社務部、高知聴覚障害者情報センター(令和3年12月実施)

<お問い合わせ先>
高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課
TEL：(088)-823-9634
FAX：(088)-823-9260

<詳細、最新情報はこちら!!>
ヘルプマーク 高知

チラシ表面

チラシ裏面

ヘルプマークの役割

ヘルプマークは、それを見た方に支援を要することを目立たせるため、近くにいる方に配慮を促すために役立つマークです。
このマークは、健康を必要とする方やそのご家族、支援者の方の安心につながるために、県民の方の助け合いの気持ちを高め、必要な援助や配慮を受けやすい社会、円滑な社会の実現のために、高知県全体の取組の一環として、普及啓発に取り組んでいます。

ヘルプマークに配慮すること

- 本人にとっての安心
「何かあったらどうしよう、援助を必要とする人を探している」といった、不安や心配を軽減することができます。
- 家族、支援者にとっての安心
何かあったらどうしよう、援助を必要とする人を探しているという不安や心配を軽減することができます。
- 情報とコミュニケーションを支援
援助が必要な方が必要な援助を受けやすくなることで、コミュニケーションが取りやすくなります。
- 障害に対する理解の促進
ヘルプマークについて知ることが、周囲のみなさんへの理解を促進する一助となります。

配布場所

高知県及び県内各市町村の窓口で配布しています。詳しくはそれぞれの市町村で問い合わせください。
※順次での配布はしていません。

ヘルプマークを見かけたら

電車・バスの中で席をお譲りください。外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つりまづきまわり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。交通機関の事故発生、突発的な出来事に迅速な対応が必要になることが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は安全に避難するための支援をお願いします。視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮を必要としている方のためのマークです。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課
電話：(088)-823-9634
FAX：(088)-823-9260



ヘルプマークとは

援助や配慮を必要としている方、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。
ヘルプマークを持つことで、「支援を必要としていることを知らせる必要」と、それを周囲の方に伝達を促す効果が期待できます。

対象者

- 義足や人工関節を使用している方、内脚障害や難病の方、認知症のある方、妊娠初期の方など

使い方



▲衣服につけることができます。

▲車椅子にのりながら、必要に応じてヘルプマークを必要としていることを周囲の人に伝えることができます。

ヘルプマークに関するエピソード

- 認知症の方** 認知症や人工関節を使用している方
認知症の方の中には、必要な配慮を受けていない状態でヘルプマークを必要としている方が多くいます。
- 認知症の方** がん患者
がんを患っていて、術後や治療の副作用で体力が落ち、歩行が困難になったり、認知症になったり、周囲の人に迷惑をかけないようにヘルプマークを必要としている方が多くいます。
- 認知症の方** 聴覚障害のある方
聴覚障害のある方の中には、必要な配慮を受けていない状態でヘルプマークを必要としている方が多くいます。
- 認知症の方** 自覚者
ヘルプマークを必要としていることを周囲の人に伝えることができます。
- 認知症の方** 聴覚障害のある方
聴覚障害のある方の中には、必要な配慮を受けていない状態でヘルプマークを必要としている方が多くいます。
- 認知症の方** 聴覚障害のある方
聴覚障害のある方の中には、必要な配慮を受けていない状態でヘルプマークを必要としている方が多くいます。

活用例(ヘルプカード)

緊急時や必要な支援が必要な方が記載されたヘルプカードは、障害のある方が必要な配慮を受けるための有効な手段です。
周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。

高知県版 ヘルプカード



ヘルプカードホームページ
http://www.pref.kochi.lg.jp/02/46000000.html

リーフレット表面

リーフレット裏面



《お問い合わせ先》

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課

(地域生活支援担当)

TEL : 088-823-9634

FAX : 088-823-9260